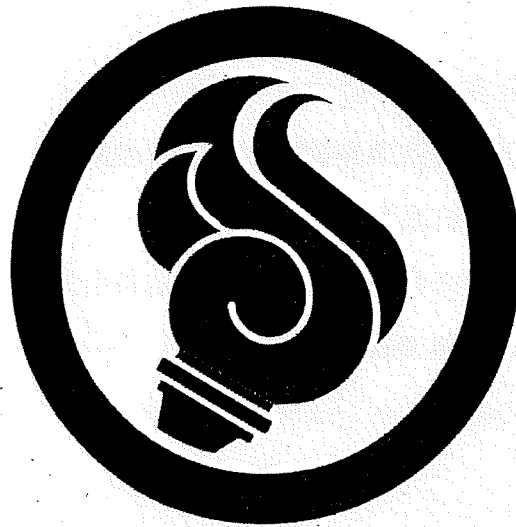


第 8 1 回国民体育大会
宮崎県準備委員会

第 1 回競技運営専門委員会



平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日 (金)

宮崎観光ホテル西館 8 階

ブリリアントホール

第81回国民体育大会宮崎県準備委員会
第1回競技運営専門委員会資料目次

1 説明・報告事項

- (1) 国民体育大会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- (2) 第81回国民体育大会開催準備経過・・・・・・・・・・P 3
- (3) 第81回国民体育大会宮崎県準備委員会開催基本方針・・・・・・・・P 4
- (4) 第81回国民体育大会宮崎県準備委員会会場地市町村選定基本方針・・・・・・・・P 5
- (5) 第81回国民体育大会宮崎県準備委員会会場地市町村選定基準・・・・・・・・P 6
- (6) 第81回国民体育大会宮崎県準備委員会施設整備基本方針・・・・・・・・P 8
- (7) 第81回国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針・・・・P 9

2 その他の決定事項

- (1) 第81回国民体育大会宮崎県準備委員会会則・・・・・・・・・・P10
- (2) 第81回国民体育大会宮崎県準備委員会組織構成図・・・・・・・・P14
- (3) 第81回国民体育大会宮崎県準備委員会役員・・・・・・・・・・P15
- (4) 第81回国民体育大会宮崎県準備委員会専門委員会規程・・・・・・・・P21
- (5) 第81回国民体育大会開催準備総合計画（案）・・・・・・・・・・P22
- (6) 競技運営専門委員会の主なスケジュール・・・・・・・・・・P23

国民体育大会の概要

1 目的（公益財団法人日本体育協会 国民体育大会開催基準要項第2項）

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 国体のあゆみ

- ・昭和21年、京都府を中心とした京阪神地方で開始、都道府県持ち回りで毎年開催され、都道府県対抗で競技を実施する。
- ・「東（北海道・東北・関東）」、「中（北信越・東海・近畿）」、「西（中国・四国・九州）」の3地区の輪番制で開催。昭和63年第43回大会（京都府）から2巡目。
- ・「スポーツ基本法（平成23年8月24日施行）」に基づき推進される国内最大の国民スポーツの祭典。（全国障害者スポーツ大会を含む。）
- ・「本大会」と「冬季大会」に分かれる。

3 主催

- ・大会（公財）日本体育協会、文部科学省、都道府県
- ・競技会（公財）日本体育協会加盟競技団体、会場地市町村

4 開催時期及び期間

平成38年9月中旬～10月中旬（この期間のうち11日間以内）

※ 会期は開催3年前（平成35年）日本体育協会が都道府県と協議して決定

5 実施競技（第81回大会）

(1) 正式競技：37競技 ※冬季大会3競技（スキー、スケート、アイスホッケー）を除く。

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 特別競技：1競技

高等学校野球（硬式・軟式）

(3) 公開競技：7競技

綱引き、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(4) デモンストラーションスポーツ

上記（1）、（2）、（3）以外で、開催県体育協会に加盟している競技、または、開催県の特徴を生かしたもの、スポーツ振興のため重点的に実施されているもの等を選択

※先催県例：トランポリン、ゲートボール、合気道 等

6 参加者数（先催県実績）

（単位：人・延べ数）

開催都県	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
東京都（H25）	93,655	134,607	739,812	968,074
長崎県（H26）	126,902	146,574	582,723	856,199
和歌山県（H27）	79,688	105,198	492,741	677,627
岩手県（H28）	86,136	135,811	461,075	683,022

※選手・監督・役員は約2万人

7 文化プログラム

スポーツ芸術及び郷土文化の普及啓発を目的とし、全県民が国体を盛り上げていこうとする意識高揚につなげる。

- ・主催：国体文化プログラム実行委員会（開催県と特定非営利活動法人スポーツ芸術協会で組織、会場地市町村等を主催者に含めることができる）

【参考】全国障害者スポーツ大会

国体終了後、第26回全国障害者スポーツ大会を開催予定。

- ・主催：文部科学省、（公財）日本障がい者スポーツ協会、宮崎県、会場地市町村 等

宮崎国体（昭和54年）の概要

1 会期

夏季大会（昭和54年9月16日～19日）、秋季大会（昭和54年10月14日～19日）

2 競技及び会場市町村

29競技を17市町村で開催

3 テーマとスローガン

（テーマ）日本のふるさと宮崎国体、（スローガン）「伸びる心」、「伸びる力」、「伸びる郷土」



【シンボルマーク】MIYAZAKIの「M」をデザインしたもので、県民一体となって国体を盛り上げる意欲とスローガンを表現し、躍進する宮崎県の姿を象徴したもの

4 参加者数

選手・監督・役員（夏季・秋季大会） 22,175人

競技役員・補助員（夏季・秋季大会） 4,176人

5 成績

天皇杯（男女総合成績）1位（233.00点）、皇后杯（女子総合成績）1位（130.36点）

※9競技で1位を獲得

6 炬火リレー

全県下を南北両コースに分かれて引き継がれた炬火を平和台公園で集火し、“ふるさとの火”となった。

第 8 1 回国民体育大会開催準備経過

年 月 日	内 容
平成27年1月14日	公益財団法人宮崎県体育協会（以下「県体協」という。）臨時理事会及び評議員会において、「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致」を決議
平成27年2月12日	県体協が県、県議会及び県教育委員会に「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
平成27年2月25日	知事が第4回県議会定例会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
平成27年3月13日	第4回県議会定例会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
平成27年3月16日	定例教育委員会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を議決
平成27年4月17日	知事が文部科学省に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」と「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出 知事が公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
平成27年6月11日	日体協第1回国体委員会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出順序了解県」として承認
平成27年7月22日	日体協第3回理事会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出県」として了解（宮崎県開催が内々定）
平成28年4月1日	宮崎県教育庁スポーツ振興課に国体準備担当を設置
平成29年4月1日	宮崎県教育庁に国体・全国高校総体準備室を設置
平成29年10月30日	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会を開催

第81回国民体育大会開催基本方針

1 基本方針

宮崎県は、温暖な気候や恵まれた自然、快適なスポーツ環境を生かしたスポーツチームのキャンプや合宿を通して、多くの選手や観光客が訪れるなど、スポーツが地域振興の大きな柱となっています。

第81回国民体育大会は、「スポーツの持つ力と可能性」により、広く県民に元気・勇気・感動を与え、県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会を目指します。

この大会の開催を契機として、競技力の向上や地域スポーツの普及・振興を図るとともに、県民の健康増進や生きがいがいづくりに取り組みます。

また、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信するとともに「スポーツランドみやざき」の全県展開など、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進します。

2 実施目標

(1) 「チームみやざき」で創りあげる国体

スポーツを「する」、「みる」、「支える」など、県民がそれぞれの立場で大会に関わり、競技会はもちろん、県民運動や文化プログラム等により、大会の開催機運を盛り上げる県民総参加型の大会を目指します。

(2) スポーツの素晴らしさを体感できる国体

指導者の養成やアスリートの育成など、計画的かつ継続的な競技力の向上を図るとともに、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいがいづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会を目指します。

(3) 宮崎県の魅力を全国に発信する国体

神話や伝統文化、豊かな自然や食に加え、充実したスポーツ環境など、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信します。

また、来県する皆様を“おもてなしの心”で温かく迎え、県民とのふれあいや感動の共有による心の絆を深める大会とします。

(4) 「未来のみやざき」づくりを進める国体

国体の開催を契機として、スポーツの拠点づくりや地域活性化、スポーツ文化の醸成、さらには「スポーツランドみやざき」の全県展開などに取り組み、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進します。

第 8 1 回国民体育大会会場地市町村選定基本方針

第 8 1 回国民体育大会における会場地は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨及び第 8 1 回国民体育大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 会場地は、県内それぞれの地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、地域バランスに配慮して、可能な限り県内各地に分散する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2 市町村以上で開催する場合は可能な限り近隣市町村で行う。
- 3 会場の選定に当たっては、市町村における開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績、開催準備、大会運営、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性、その他地域振興等を考慮し、総合的に判断する。

第 8 1 回国民体育大会会場地市町村選定基準

第 8 1 回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地市町村は、第 8 1 回国民体育大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

正式競技と特別競技の会場地市町村とする。

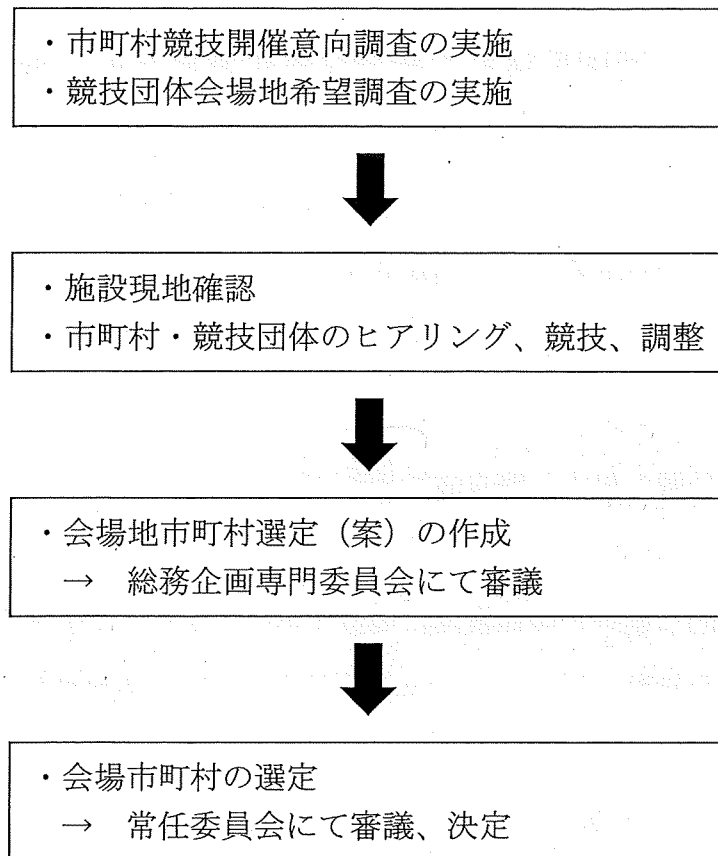
なお、公開競技、デモンストレーションスポーツについては、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 施設所有者の同意を前提として、市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないこと。
- (3) 競技施設は、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を踏まえ、施設の新設・改修等に当たっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮すること。
なお、施設の状況等によっては、施設基準の弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- (4) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、各種競技会の開催実績、地域住民ボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (5) 選手・役員の輸送及び交通手段並びに宿舎を確保できること。

[参考] 選定の手続き (概要)



第81回国民体育大会競技施設整備基本方針

第81回国民体育大会（以下「大会」という。）の競技施設は、第81回国民体育大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本体育協会）」が定める施設基準を尊重し、次のとおりとする。

- 1 競技施設は、可能な限り県内の既存施設を活用する。
- 2 施設基準等の弾力的な運用を関係機関に要請するとともに、やむを得ず施設整備を行う場合は、真に必要な施設に限定し、大会終了後においても地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 3 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議するとともに、ユニバーサルデザインへの対応に努め、自然・環境・景観に十分配慮する。

第 8 1 回国民体育大会県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針

第 8 1 回国民体育大会（以下「大会」という。）の開催に当たり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が分担する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び指導に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備・運営に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を分担し、経費を負担する。

2 会場地市町村が分担する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務の計画策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有の施設・設備の整備に関する業務を分担し、経費を負担する。

3 業務分担、経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。

第 8 1 回国民体育大会宮崎県準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 8 1 回国民体育大会宮崎県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 8 1 回国民体育大会（以下「大会」という。）を宮崎県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること。
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること。
- (4) 大会開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他大会を開催するために必要な準備に関すること。

第 2 章 組織

(構成)

第 4 条 準備委員会は、会長、委員及び監事をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に係りのある者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 7 名以内
- (3) 常任委員 60 名以内
- (4) 監 事 3 名以内

(役員を選任)

第 6 条 準備委員会の会長は、宮崎県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第 7 条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第13条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱及び選任されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(報酬)

第10条 会長、委員、監事、顧問及び参与の報酬は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第11条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第12条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会の開催に必要な方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、

又は書面で議決に加わることができる。

- 6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
(常任委員会)

第13条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。
(専門委員会)

第14条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成29年10月30日から施行する。

(経過措置)

2 準備委員会の平成29年度における会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成30年3月31日までとする。

第81回国民体育大会宮崎県準備委員会役員

会長1名、副会長7名、常任委員45名、監事3名

(敬称略)

役職名	選出区分	機関・団体名及び役職	氏名
会長	県	宮崎県知事	河野 俊嗣
副会長	県議会	宮崎県議会議長	蓬原 正三
	県	宮崎県副知事	郡司 行敏
		宮崎県副知事	鎌原 宜文
		宮崎県教育委員会教育長	四本 孝
	県体協	公益財団法人宮崎県体育協会会長	佐藤 勇夫
	市町村	宮崎県市長会会長	戸敷 正
		宮崎県町村会会長	黒木 定藏
常任委員	県議会	宮崎県議会副議長	横田 照夫
		宮崎県議会総務政策常任委員会委員長	二見 康之
		宮崎県議会厚生常任委員会委員長	右松 隆央
		宮崎県議会商工建設常任委員会委員長	渡辺 創
		宮崎県議会環境農林水産常任委員会委員長	後藤 哲朗
		宮崎県議会文教警察企業常任委員会委員長	新見 昌安
	県	宮崎県総合政策部長	日隈 俊郎
		宮崎県総務部長	桑山 秀彦
		宮崎県危機管理統括監	田中 保通
		宮崎県福祉保健部長	畑山 栄介
		宮崎県環境森林部長	川野 美奈子
		宮崎県商工観光労働部長	中田 哲朗
		宮崎県農政水産部長	大坪 篤史
		宮崎県県土整備部長	東 憲之介
		宮崎県警察本部長	郷治 知道
	県体協	公益財団法人宮崎県体育協会副会長	野崎 伸一
		公益財団法人宮崎県体育協会副会長	廣田 彰
		公益財団法人宮崎県体育協会副会長	中馬 光久
		公益財団法人宮崎県体育協会副会長	塩月 光夫
	スポーツ	宮崎県スポーツ推進審議会会長	佐藤 勇夫
		宮崎県スポーツ推進委員協議会会長	小岩屋 健兒
		宮崎県レクリエーション協会会長	坂 佳代子
		宮崎県障がい者スポーツ協会会長	城野 豊隆
	市町村議会	宮崎県市議会議長会会長	一ノ瀬 良尚
		宮崎県町村議会議長会会長	濱砂 征夫
	市町村	宮崎県市町村教育委員会連合会会長	松野 隆
		宮崎県市町村教育長連絡協議会会長	二見 俊一
	学校関係	宮崎県県立学校長協会会長	川上 浩
		宮崎県中学校長会会長	松尾 和彦
		宮崎県小学校長会会長	齊藤 正利
		宮崎県私立中学高等学校協会会長	添田 昌邦
		宮崎県高等学校体育連盟会長	内田 信昭
		宮崎県中学校体育連盟会長	巢立 勝弘
		宮崎県小学校体育連盟会長	福島 慎哉
	産業・経済	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会会頭	米良 充典
		宮崎県商工会連合会会長	淵上 鉄一
		宮崎県中小企業団体中央会会長	矢野 久也
		宮崎県経営者協会会長	小池 光一
		宮崎県経済同友会代表幹事	小池 光一
		公益社団法人日本青年会議所九州地区宮崎ブロック協議会会長	大野 勇
	宿泊・衛生・観光	公益財団法人みやざき観光コンベンション協会会長	米良 充典
	通信・輸送	一般社団法人宮崎県バス協会会長	菊池 克頼
	医療・福祉	公益社団法人宮崎県医師会会長	河野 雅行
		社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会会長	佐藤 勇夫
	社会教育	宮崎県地域婦人連絡協議会会長	谷口 由美繪
監事	県	宮崎県会計管理者	福嶋 幸徳
	市町村	宮崎県市長会事務局長	河野 まつ子
		宮崎県町村会参与兼事務局長	別宮 隆

第 8 1 回国民体育大会宮崎県準備委員会委員等名簿

区分	NO	機関・団体名及び役職
会長	1	◎宮崎県知事
副会長	1	○宮崎県議会議長
	2	○宮崎県副知事
	3	○宮崎県副知事
	4	○宮崎県教育委員会教育長
	5	○公益財団法人宮崎県体育協会会長
	6	○宮崎県市長会会長
	7	○宮崎県町村会会長
県議会	1	◇宮崎県議会副議長
	2	◇宮崎県議会総務政策常任委員会委員長
	3	◇宮崎県議会厚生常任委員会委員長
	4	◇宮崎県議会商工建設常任委員会委員長
	5	◇宮崎県議会環境農林水産常任委員会委員長
	6	◇宮崎県議会文教警察企業常任委員会委員長
県	1	◇宮崎県総合政策部長
	2	◇宮崎県総務部長
	3	◇宮崎県危機管理統括監
	4	◇宮崎県福祉保健部長
	5	◇宮崎県環境森林部長
	6	◇宮崎県商工観光労働部長
	7	◇宮崎県農政水産部長
	8	◇宮崎県県土整備部長
	9	◇宮崎県警察本部長
	10	宮崎県企業局長
	11	宮崎県病院局長
	12	宮崎県議会事務局長
	13	宮崎県東京事務所長
県体協	1	◇公益財団法人宮崎県体育協会副会長
	2	◇公益財団法人宮崎県体育協会副会長
	3	◇公益財団法人宮崎県体育協会副会長
	4	◇公益財団法人宮崎県体育協会副会長
スポーツ	1	◇宮崎県スポーツ推進審議会会長
	2	◇宮崎県スポーツ推進委員協議会会長
	3	◇宮崎県レクリエーション協会会長
	4	◇宮崎県障がい者スポーツ協会会長
	5	一般財団法人宮崎陸上競技協会会長
	6	宮崎県水泳連盟会長
	7	宮崎県バレーボール協会会長
	8	宮崎県軟式野球連盟会長
	9	宮崎県ソフトテニス連盟会長
	10	宮崎県卓球協会会長
	11	宮崎県弓道連盟会長
	12	宮崎県ラグビーフットボール協会会長
	13	一般社団法人宮崎県サッカー協会会長
	14	一般社団法人宮崎県バスケットボール協会会長
	15	宮崎県柔道連盟会長
	16	宮崎県剣道連盟会長
	17	宮崎県相撲連盟会長
	18	宮崎県体操協会会長
	19	宮崎県馬術連盟会長
	20	宮崎県山岳連盟会長
	21	宮崎県ソフトボール協会会長
	22	宮崎県バドミントン協会会長
	23	宮崎県テニス協会会長
	24	宮崎県ウエイトリフティング協会会長
	25	宮崎県ハンドボール協会会長
	26	宮崎県自転車競技連盟会長
	27	宮崎県レスリング協会会長

区分	NO	機関・団体名及び役職	
スポーツ	28	宮崎県ライフル射撃協会会長	
	29	宮崎県ボクシング連盟会長	
	30	宮崎県銃剣道連盟会長	
	31	宮崎県フェンシング協会会長	
	32	宮崎県ボート協会会長	
	33	宮崎県アーチェリー協会会長	
	34	宮崎県セーリング連盟会長	
	35	宮崎県ホッケー協会会長	
	36	宮崎県空手道連盟会長	
	37	宮崎県スケート協会会長	
	38	宮崎県スキー連盟会長	
	39	宮崎県なぎなた連盟会長	
	40	宮崎県カヌー協会会長	
	41	宮崎県ボウリング連盟会長	
	42	宮崎県ゲートボール協会会長	
	43	宮崎県アイスホッケー連盟会長	
	44	宮崎県グラウンド・ゴルフ協会会長	
	45	宮崎県武術太極拳連盟会長	
	46	宮崎県ゴルフ協会会長	
	47	宮崎県トライアスロン連合会長	
	48	宮崎県綱引連盟会長	
	49	宮崎県エアロビック連盟会長	
	50	宮崎県バウンドテニス協会会長	
	51	宮崎県パワーリフティング協会会長	
	52	宮崎県高等学校野球連盟会長	
	53	宮崎県スポーツ少年団本部長	
	54	宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長	
	市町村	1	◇宮崎県市議会議長会会長
		2	◇宮崎県町村議会議長会会長
		3	◇宮崎県市町村教育委員会連合会会長
		4	◇宮崎県市町村教育長連絡協議会会長
5		宮崎市長	
6		都城市長	
7		延岡市長	
8		日南市長	
9		小林市長	
10		日向市長	
11		串間市長	
12		西都市長	
13		えびの市長	
14		三股町長	
15		高原町長	
16		国富町長	
17		綾町長	
18		高鍋町長	
19		新富町長	
20		西米良村長	
21		木城町長	
22		川南町長	
23		都農町長	
24		門川町長	
25		諸塚村長	
26		椎葉村長	
27		美郷町長	
28		高千穂町長	
29		日之影町長	
30		五ヶ瀬町長	
学校関係	1	◇宮崎県県立学校長協会会長	
	2	◇宮崎県中学校長会会長	
	3	◇宮崎県小学校長会会長	
	4	◇宮崎県私立中学高等学校協会会長	
	5	◇宮崎県高等学校体育連盟会長	

区分	NO	機関・団体名及び役職	
学校関係	6	◇宮崎県中学校体育連盟会長	
	7	◇宮崎県小学校体育連盟会長	
	8	国立大学法人宮崎大学学長	
	9	公立大学法人宮崎県立看護大学学長	
	10	公立大学法人宮崎公立大学学長	
	11	南九州大学学長	
	12	宮崎産業経営大学学長	
	13	宮崎国際大学学長	
	14	学校法人順正学園九州保健福祉大学学長	
	15	南九州短期大学学長	
	16	宮崎学園短期大学学長	
	17	独立行政法人国立高等学校専門学校機構都城工業高等専門学校校長	
	18	一般社団法人宮崎県専修学校各種学校連合会会長	
	19	宮崎県国公立幼稚園・こども園長会会長	
	20	宮崎県幼稚園連合会会長	
	21	一般社団法人宮崎県保育連盟連合会理事長	
	22	宮崎県認定こども園協会会長	
	国	1	国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局長
		2	国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長
		3	宮崎海上保安部長
		4	宮崎地方気象台長
		5	自衛隊宮崎地方協力本部長
産業・経済	1	◇一般社団法人宮崎県商工会議所連合会会頭	
	2	◇宮崎県商工会連合会会長	
	3	◇宮崎県中小企業団体中央会会長	
	4	◇宮崎県経営者協会会長	
	5	◇宮崎県経済同友会代表幹事	
	6	◇公益社団法人日本青年会議所九州地区宮崎ブロック協議会会長	
	7	一般社団法人宮崎県銀行協会会長	
	8	宮崎県信用金庫協会会長	
	9	宮崎県農業協同組合中央会会長	
	10	宮崎県経済農業協同組合連合会会長	
	11	宮崎県森林組合連合会代表理事会長	
	12	宮崎県漁業協同組合連合会代表理事会長	
	13	一般社団法人宮崎県建設業協会会長	
	14	九州電力株式会社宮崎支社支社長	
通信・輸送	1	◇一般社団法人宮崎県バス協会会長	
	2	西日本電信電話株式会社宮崎支店支店長	
	3	KDDI株式会社九州支社理事九州総支社長	
	4	日本航空株式会社宮崎支店支店長	
	5	全日本空輸株式会社宮崎支店支店長	
	6	株式会社ソラシドエア代表取締役社長	
	7	九州旅客鉄道株式会社宮崎総合鉄道事業部長	
	8	西日本高速道路株式会社九州支社宮崎高速道路事務所長	
	9	一般社団法人宮崎県タクシー協会会長	
	10	一般社団法人宮崎県トラック協会会長	
	11	宮崎カーフェリー株式会社取締役社長	
宿泊・衛生・観光	1	◇公益財団法人みやざき観光コンベンション協会会長	
	2	公益社団法人宮崎県食品衛生協会会長	
	3	公益社団法人宮崎県栄養士会会長	
	4	一般社団法人全国旅行業協会宮崎県支部長	
	5	一般社団法人日本旅行業協会宮崎地区委員会委員長	
	6	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長	
医療・福祉	1	◇公益社団法人宮崎県医師会会長	
	2	◇社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会会長	
	3	一般社団法人宮崎県歯科医師会会長	
	4	一般社団法人宮崎県薬剤師会会長	
	5	公益社団法人宮崎県看護協会会長	
	6	日本赤十字社宮崎県支部支部長	
警備・消防	1	公益財団法人宮崎県消防協会会長	
	2	公益社団法人宮崎県防犯協会連合会会長	
	3	一般財団法人宮崎県交通安全協会会長	

区分	NO	機関・団体名及び役職
文化・芸術 社会教育	1	公益財団法人宮崎県芸術文化協会会長
	1	◇宮崎県地域婦人連絡協議会会長
	2	宮崎県PTA連合会会長
	3	宮崎県高等学校PTA連合会会長
	4	宮崎県幼稚園PTA連合会会長
	5	宮崎県私立中学校高等学校保護者連合会会長
	6	日本ボーイスカウト宮崎県連盟理事長
	7	一般社団法人ガールスカウト宮崎県連盟連盟長
	8	公益財団法人宮崎県老人クラブ連合会会長
	9	公益社団法人宮崎県青少年育成県民会議会長
	10	一般社団法人宮崎県子ども会育成連合会会長
	11	公益社団法人宮崎県緑化推進機構理事長
	12	宮崎県公民館連合会会長
13	公益財団法人宮崎県国際交流協会会長	
国会議員	1	衆議院議員
	2	衆議院議員
	3	衆議院議員
	4	衆議院議員
	5	参議院議員
	6	参議院議員
県議会	1	宮崎県議会議員
	2	宮崎県議会議員
	3	宮崎県議会議員
	4	宮崎県議会議員
	5	宮崎県議会議員
	6	宮崎県議会議員
	7	宮崎県議会議員
	8	宮崎県議会議員
	9	宮崎県議会議員
	10	宮崎県議会議員
	11	宮崎県議会議員
	12	宮崎県議会議員
	13	宮崎県議会議員
	14	宮崎県議会議員
	15	宮崎県議会議員
	16	宮崎県議会議員
	17	宮崎県議会議員
	18	宮崎県議会議員
	19	宮崎県議会議員
	20	宮崎県議会議員
	21	宮崎県議会議員
	22	宮崎県議会議員
	23	宮崎県議会議員
	24	宮崎県議会議員
	25	宮崎県議会議員
	26	宮崎県議会議員
	27	宮崎県議会議員
	28	宮崎県議会議員
	29	宮崎県議会議員
	30	宮崎県議会議員
県教育委員会	1	宮崎県教育委員会委員
	2	宮崎県教育委員会委員
	3	宮崎県教育委員会委員
	4	宮崎県教育委員会委員
	5	宮崎県教育委員会委員
報道	1	株式会社朝日新聞社宮崎総局長
	2	株式会社毎日新聞社宮崎支局長
	3	株式会社読売新聞西部本社宮崎支局長
	4	株式会社西日本新聞社宮崎総局長
	5	株式会社日本経済新聞社宮崎支局支局長
	6	株式会社南日本新聞社宮崎支局長
	7	株式会社宮崎日日新聞社社長

区分	NO	機関・団体名及び役職
報道	8	株式会社夕刊デイリー新聞社社長
	9	一般社団法人共同通信社宮崎支局長
	10	株式会社時事通信社宮崎支局長
	11	日本放送協会宮崎放送局長
	12	株式会社宮崎放送代表取締役社長
	13	株式会社テレビ宮崎代表取締役社長
	14	株式会社エフエム宮崎代表取締役社長
	15	株式会社ケーブルメディアワイワイ代表取締役社長
	16	宮崎ケーブルテレビ株式会社代表取締役社長
	17	BTV株式会社代表取締役
監事	1	宮崎県会計管理者
	2	宮崎県市長会事務局長
	3	宮崎県町村会参与兼事務局長

◎会長、○副会長、◇常任委員

計257名

第81回国民体育大会宮崎県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第81回国民体育大会宮崎県準備委員会会則第14条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第81回国民体育大会宮崎県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

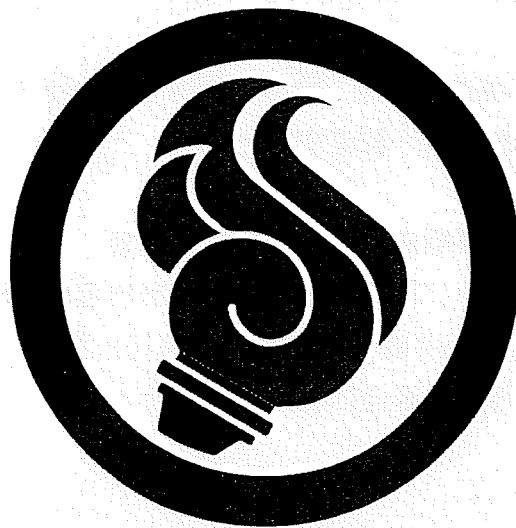
この規程は、平成29年10月30日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 会場地選定に関する こと。 3 県及び会場地市町村の業務 分担に関する こと。 4 他の専門委員会に属さない 重要な事項に関する こと。	1 総合的な計画の推進に関する こと。 2 文化プログラムに関する こと。 3 他の専門委員会に属さない 事項に関する こと。
競技運営専門委員会	1 競技運営等の基本的事項に 関すること。 2 競技運営に係る計画の立案 に関する こと。 3 競技用具の整備計画の事項 に関する こと。 4 その他の競技運営に係る重 要な事項に関する こと。	1 競技運営に係る計画の推進 に関する こと。 2 競技役員等の養成及び編成 に関する こと。 3 競技用具整備の推進に関する こと。 4 デモンストレーションスポ ーツに関する こと。 5 リハーサル大会に関する こと。 6 競技記録に関する こと。 7 その他競技運営に関する こと。
施設整備専門委員会	1 競技施設及び関連施設の基 本的事項に関する こと。 2 開・閉会式会場及び関連施 設整備の基本的事項に関する こと。 3 情報通信施設の基本的事項 に関する こと。 4 その他施設に係る重要事項 に関する こと。	1 競技施設及び関連施設の調 査、調整等に関する こと。 2 開・閉会式会場及び関連施 設の調査、調整等に関する こと。 3 情報通信施設の調査、調整 等に関する こと。 4 その他施設に係る調査、調 整等に関する こと。

第 8 1 回国民体育大会
宮崎県準備委員会

第 1 回競技運営専門委員会



平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日 (金)

宮崎観光ホテル西館 8 階

ブリリアントホール

第 8 1 回国民体育大会競技役員等編成基本方針（案）

第 8 1 回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の基本方針に基づき実施する。

1 基本方針

- (1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項」（以下「要項」という。）及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、第 8 1 回国民体育大会宮崎県準備（実行）委員会（以下「宮崎県準備（実行）委員会」という。）が、会場地市町村準備（実行）委員会及び県・中央競技団体と十分協議して行うこととする。
- (2) 競技役員等の編成は、1 人 1 競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行うこととする。
- (3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容

- (1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容は、別表のとおりとする。
- (2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村準備（実行）委員会が競技団体等と協議の上作成し、宮崎県準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、重複して競技役員等（監督、コーチ及び選手を含む）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手並びに競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2 競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

【別表】 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容

	役 職 名	定 義	編 成 方 法	業 務 内 容
競技会運営（試合等）	①競技会役員	要項第23項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員	—
	②競技役員			
	審判員	競技の審判に携わる者	○原則として、県内有資格者 ○必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含める。	総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、会場、記録送受信、総合成績計算 等
	運営員	競技会の運営に携わる者（審判員を除く。）	○原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者等 ○必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含める。	
③競技補助員	競技役員の仕事補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該競技関係者	競技役員の仕事補助	
競技会場運営	①競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等	総括、総務、接待、宿泊、輸送、警備、駐車場、入場券販売、施設管理、会場美化、練習会場、会場整理、プログラム販売、受付案内、弁当、等
	②競技会補助員	競技会係員の仕事補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者	競技会係員の仕事補助

注) 競技役員のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容である。

第 8 1 回国民体育大会競技役員等養成基本方針（案）

第 8 1 回国民体育大会（以下「大会」という。）の競技運営に当たる競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の基本方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技運営を図るため、役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町村、競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから、各競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場地及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。

第 8 1 回国民体育大会競技役員等養成基本計画（案）

第 8 1 回国民体育大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第 8 1 回国民体育大会競技役員等編成基本方針」及び「第 8 1 回国民体育大会競技役員等養成基本方針」に基づき、第 8 1 回国民体育大会競技役員等養成基本計画を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成事業

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ③ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - ④ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成実施年次計画

競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。

区分・内容			年 度								
			平成 30年 8年前	平成 31年 7年前	平成 32年 6年前	平成 33年 5年前	平成 34年 4年前	平成 35年 3年前	平成 36年 2年前	平成 37年 1年前	平成 38年 開催年
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	資格取得、資格維持、資質向上								
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	資格取得、資格維持、資質向上							
		その他 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会								養成、資質向上
競技補助員		県内講習会								養成、資質向上	
競技会係員		県内講習会								養成	
競技会補助員		県内講習会								養成	

5 競技役員等の養成計画

- (1) 競技役員等の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成する。
- (2) 養成計画は、事業の進捗状況をふまえ、毎年見直しをする。